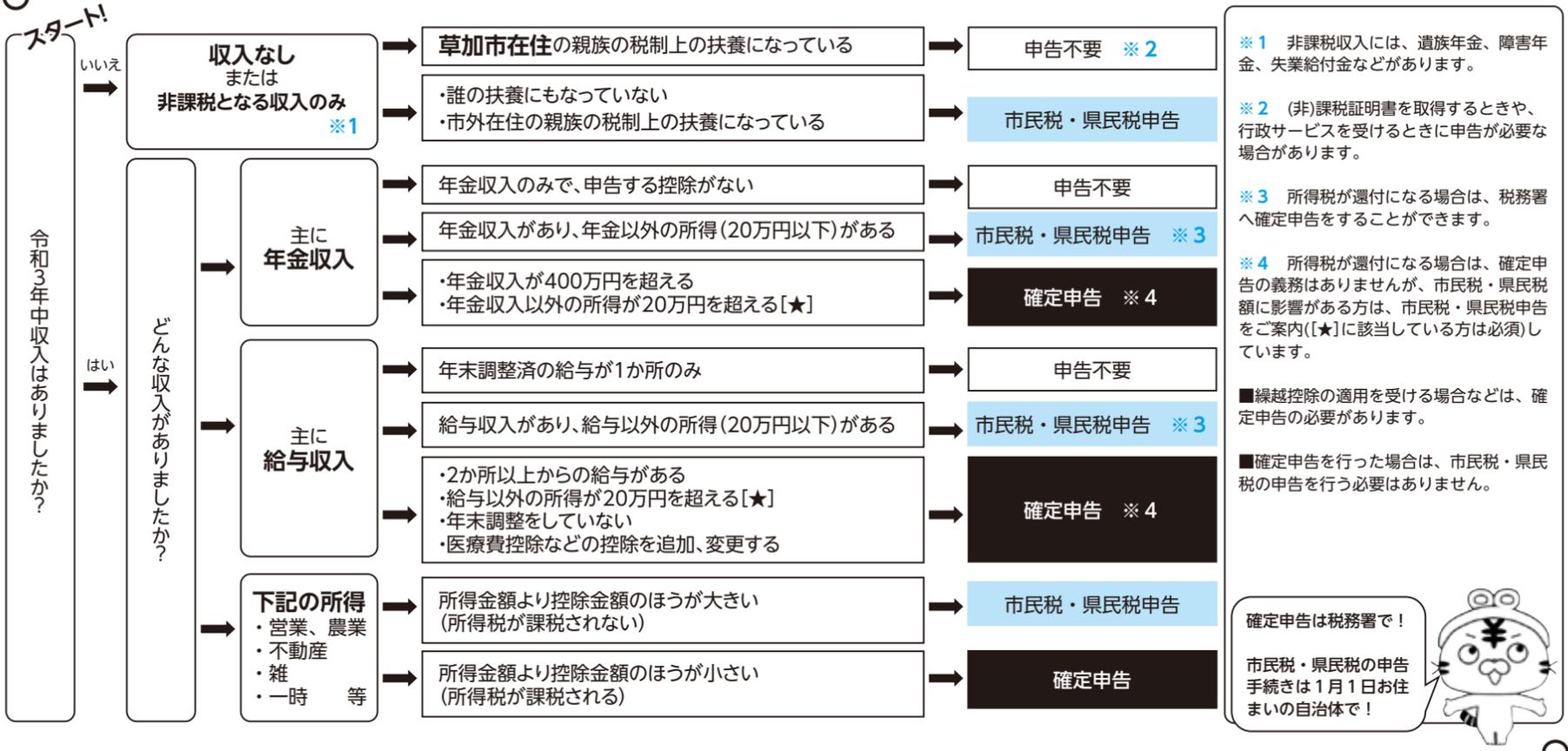


◆市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎043-922-1042



～私は申告するの？しないの？～



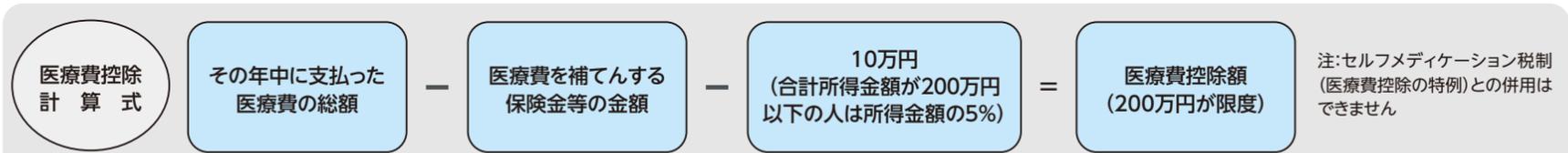
Q&Aコーナー

Q1. 公的年金等の収入のみで400万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要ですか?

A1. 所得税の確定申告書の提出は不要です。しかし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。また、確定申告書を提出しない方でも、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の控除を追加することで、市民税・県民税額に影響がある方は、市民税・県民税申告をご案内しています。

Q2. 医療費控除について教えてください。

A2. 医療費控除とは、本人または生計を一にするご家族の医療費の支払いが、一年間に一定額以上超えた場合に受けられる所得控除のひとつです。申告した場合は、市民税・県民税の軽減や所得税の還付を受けることができます。※支払った医療費が戻る制度ではありません。



Q3. ふるさと納税をしてワンストップ特例制度の申請を出しました。注意点はありますか?

A3. ワンストップ特例制度が適用できる条件として、①年間の寄附先の自治体が5つ以内であること、②年の途中で住所地の市町村外へ転出した場合、寄附先に変更の届出をしていること、③所得税の確定申告書や市民税・県民税申告書の提出がないこと があります。もしも、ワンストップ特例制度を申請したのちに、医療費控除等の追加のため、所得税の確定申告や市民税・県民税申告をした場合は、適用対象ではなくなってしまいます。確定申告や市民税・県民税申告をした際は、忘れずに寄附金控除についてもご記入ください。※確定申告書については第2表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄も忘れずにご記入ください。

◆軽自動車税(種別割)について

問 市民税課 法人諸税係 ☎043-922-1049

■原動機付自転車等の廃車や住所変更の手続きはお早めに!

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在での軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。廃棄、譲渡、盗難等の理由で所有しなくなった場合や住所変更をした場合は早めに手続きしてください。

■原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車手続き

①標識(ナンバープレート) ②標識交付証明書③所有者の印鑑を持参して草加市役所市民税課へ(盗難等により標識が無い場合はお問い合わせください)。その他の車種の手続きについては、各手続先にお問い合わせください。

車種	手続先
軽二輪 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所 ☎050-3816-3113

※転出の場合、転出先の市区町村を管轄する事務所にお問い合わせください



初度検査から13年が経過した
軽三輪・四輪は税額が高くなります

初度検査年月(車検証に記載)から13年が経過した軽三輪・四輪の内、環境負荷が大きい車両については、重課の対象となり、通常より税額が高くなりますのでご注意ください。

令和4年度は「初度検査年月」が平成21年3月以前の車両が重課の対象です。

車種	重課適用後の税額
軽三輪	4,600円
軽四輪乗用自家用	12,900円
軽四輪乗用営業用	8,200円
軽四輪貨物自家用	6,000円
軽四輪貨物営業用	4,500円

番号 99999 自動車検査証 平成29年4月1日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
春日部480 あ 9999	平成29年4月1日	平成21年3月	軽自動車	貨物	自家用	バン [021]